

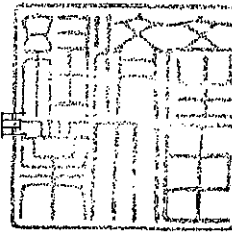
経済産業大臣

平成16・09・17原第38号

平成18年2月10日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル  
工学研究所における核燃料物質の加工の事業の許可について（諮問）

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 殿塚 猷一から、平成16年9月17日付け16サイクル機構（東海）0607（平成18年2月6日付け17原機（安）031をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請は、独立行政法人日本原子力研究開発機構が、高速増殖炉及び高速実験炉用のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料について、当該燃料を安定的に繰り返し供給するための技術基盤が整ってきたことから、東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所において、核燃料物質の加工の事業の許可を受けようとするものである。なお、本申請に係る施設は、既に核燃料物質の使用の許可を受けている。

#### 1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請については、

- ・ 加工能力は、高速増殖炉及び高速実験炉の原子炉設置許可申請書による炉の年間予定装荷量に対し、適切なものである。
- ・ 加工する燃料は、高速増殖炉及び高速実験炉の燃料であるため、発電用軽水型原子炉用燃料を製造している他の加工事業者と競合するものではない。
- ・ 高速増殖炉及び高速実験炉用のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料は、現在のところ同機構以外の者が製造する計画はなく、不当な過当競争を引き起こすことはない。

ことから、加工能力が著しく過大になることはないと認められる。

#### 2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る施設は、既に核燃料物質の使用の許可を受けている施設であり、一部の工事を除き、新たな施設建設等の工事に係る資金を必要とするものではない。なお、当該工事についても、その費用は政府からの補助金により充当される計画であり、また、施設の運転に要する経費も政府からの交付金等を受けることとなっており、その確保に見通しがあることから、加工事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められる。